

国外における原子力関係事象発生時の対応要領

（令和 8 年 6 月 1 5 日
国外における原子力関係事象への対応
に関する関係府省連絡会議決定）

本要領は、国外における原子力関係事象発生時の国外における原子力関係事象への対応に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）としての対応を定めるものである。

1. 対象とする国外の原子力関係事象

国外で発生する原子力関係事象であって、我が国に放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響を及ぼすおそれのあるもの。

（具体的に想定される事象例については、別添参照）

2. 対応の基本

国外で発生する原子力関係事象については、我が国に及ぼす影響に応じて、以下の対応をとるものとする。

- (1) 国外で重大な原子力事故等が発生し、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）等に基づき、政府の初動対処体制による所要の対応をとるとされている。

緊急事態においては、連絡会議として、必要に応じて、内閣危機管理監等と緊密な連絡を行い、その指示を受けるなど所要の対応をとる。

- (2) 上記の緊急事態には至らないが、放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される場合には、連絡会議において所要の対応をとる。

3. 国外における原子力関係事象の発生時の通報連絡体制

国外における原子力関係事象の発生時の通報連絡体制は以下のとおりとする。

(1) 緊急事態及びその可能性のある場合

国外で重大な原子力事故等が発生し、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれを認知した関係府省は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）等に基づき、直

ちに内閣情報集約センターに報告するとともに、事態の推移と対処の状況についても適時に報告する。

その際、上記の報告をした関係府省は、その旨、速やかに内閣官房副長官補室に情報の連絡を行う。

(2) 放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される場合

緊急事態には至らないが、放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される場合には、関係府省は、その旨、速やかに内閣官房副長官補室に連絡するとともに、事象の推移、対処の状況についても適宜、連絡する。

ただし、外務省は対応の必要性の判断に関する情報を得た場合、当該情報を速やかに関係府省及び内閣官房副長官補室に報告するものとする。

① 国外の原子力施設等の事故

外務省は、国外における原子力事故等の発生について以下の情報を得た場合は、内閣官房副長官補室に対して情報の連絡を行う。

- ・ 放射性物質を放出し、他国の放射線安全に影響を及ぼすような原子力事故が発生し、「原子力事故の早期通報に関する条約」に基づき、当該国又は国際原子力機関から外務省あてに早期通報がなされた場合。
- ・ 事故発生当事国から任意の通報がなされた場合、又は、外務省が在外公館等から情報を入手した場合。
- ・ マスコミ等による国外の原子力事故等の発生に係る報道があり、外務省が情報を収集し、原子力関係事象又はそのおそれのあることの発生を確認した場合。

② 我が国の周辺海域における原子力関係船舶等の事故

海上保安庁又は外務省は、我が国の周辺海域における原子力船等又は核燃料物質、使用済み燃料等の輸送船等の事故の発生について以下の情報を得た場合は、内閣官房副長官補室に対して情報の連絡を行う。

- ・ 海上保安庁に対し、当該船舶から事故情報、救難要請等が通報された場合。(ただし、明らかに放射性物質の外部放出等による危険がないと認められる場合を除く。)
- ・ 外務省が外交ルートを通じて事故情報を入手した場合。
- ・ マスコミ等による国外の原子力事故等の発生に係る報道があり、外務省

が情報を収集し、原子力関係事象又はそのおそれのあることの発生を確認した場合。

(注)「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)の対象とする事象、我が国の原子力事業者にかかる海上輸送及び我が国籍の船舶を除く。

(3) 通報連絡体制の整備

内閣官房副長官補室を中心に、関係府省は、通報連絡体制を整備し、必要に応じて更新するものとする。

4. 連絡会議の対応

(1) 緊急事態と判断される事象に関する対応

「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)等に基づき、政府一体となった初動体制がとられることとなるが、連絡会議を構成する関係府省は、内閣危機管理監等より指示のあった場合、モニタリングの強化等の必要な対応をとる。また、必要に応じ、連絡会議としても、適宜、連絡会議又は国外における原子力関係事象への対応に関する関係府省連絡会議幹事会(以下「幹事会」という。)を開催し、フォローアップ等を行う。

(2) 放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される事象に関する対応

緊急事態には至らないが、放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される事象が発生した場合は、必要に応じて、連絡会議又は幹事会を開催して、以下のとおり対応する。

① 原子力関係事象が異常事象であると想定される場合

- ・ 内閣官房副長官補室は、原子力規制庁と協議の上、必要に応じて幹事会を開催し、情報の集約、状況の把握、モニタリングの強化の必要性の検討等を行い、連絡会議議長に報告するとともに、必要な指示を受ける。
- ・ 関係府省は、必要に応じて国内においてモニタリングの強化を実施する。原子力規制庁はその結果を取りまとめるとともに、適宜、幹事会等に報告する。

- ・ 必要に応じ、連絡会議を開催し対応方針を決定する。
- ・ 上記の対応方針に基づき、適宜、幹事会等を開催し、フォローアップ等を行う。

② 原子力関係事象が警戒事象であると想定される場合

- ・ 内閣官房副長官補室は、原子力規制庁と対応を協議する。
- ・ 関係府省は、必要に応じて情報を収集し、安全確認を行うとともに、その結果について適宜内閣官房副長官補室に連絡する。
- ・ 必要に応じて幹事会等を開催し、情報の集約、状況の把握等を行い、内閣官房副長官補室は、適宜、広報等の対応をとる。

5. モニタリング強化の体制の整備

- 原子力関係事象発生時の円滑な対応、モニタリングの強化が的確に実施されるよう、あらかじめ、内閣官房副長官補室は、原子力規制庁と協議し関係府省に協力を要請する。
- 関係府省は、モニタリングの強化に当たっての方針をあらかじめ作成するなど、その調査体制の整備に努めるものとする。

6. 広報

- 緊急事態を除き、政府全体又は連絡会議としての広報については、内閣官房副長官補室が対応する。
- 個別の広報が必要な場合は、国外関連情報は外務省が、その他関係府省固有の問題については、それぞれの担当府省が対応する。

(別添)

国外における原子力関係事象として想定される例

1. 緊急事態及びその可能性のある場合

①近隣、遠方を問わず、国外の原子力施設の深刻な又は重大な事故で、INESの「深刻な事故(レベル7)」又は「大事故(レベル6)」に相当する放射性物質の重大な又はかなりの外部放出を伴う事象。

例: 1986年の旧ソ連チヨルノービリ発電所事故(レベル7)

②我が国の周辺海域における原子力船等又は核燃料物質、使用済み燃料等の輸送船の事故等で、環境への放射性物質の漏洩を伴う事象。

(注)「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」(平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ)の対象とする事象、我が国の原子力事業者にかかる海上輸送及び我が国籍の船舶を除く。

③近隣国における核実験

2. 放射性物質又は放射線による周辺環境への影響又は社会的影響から対応が必要と判断される場合

(1) 異常事象

①近隣国における原子力施設の所外へのリスクを伴う事故で、INESの「所外へのリスクを伴う事故(レベル5)」に相当する放射性物質の限定的な外部放出を伴う事象。

②遠方国における核実験

(2) 警戒事象

①遠方国における原子力施設の所外へのリスクを伴う事故で、INESの「所外へのリスクを伴う事故(レベル5)」に相当する放射性物質の限定的な外部放出を伴う事象。

例: 1979年米国スリーマイルアイランド発電所事故(レベル5)

②我が国の周辺海域における原子力船等又は核燃料物質、使用済み燃料等の輸送船の原子力事故を伴わない火災、衝突、座礁等の一般的な事象。(ただし、明らかに放射性物質の外部放出等による危険がないと認められる場合を除く。)